ワーキングプア

森本さやか

(小川 賢治ゼミ)

食糧の枯渇に苦しみ、明日の命さえ保障されていない人々。現在、世界の飢餓人口は10億人近くにまで上っている。世界の全人口のうち、およそ7人に1人が飢えているということになる。その上、金融危機が拍車をかけ、飢餓人口は今後さらに増えると見られている。そうした人々の状態はまさしく貧困である。こうした貧困問題が日本にも存在する。日本の労働者の貧困は先進国のなかで、日本の労働者の貧しさを警告した。それによると、日本では現在の景気低迷以前から、ワーキングプア(働く貧困層)が貧困層の80%以上を占めていたと指摘。これは、OECD加盟諸国平均の63%を大きく上回っている。

また、日本では、職に就いている人が最低1人 以上いる家計に属する人の11%が貧困だと指摘。 OECD加盟国の中でトルコ、メキシコ、ポーラ ンド、米国に次いで5番目の高さである。そして、 日本の税と所得再分配制度は「労働者の貧困緩和 にほとんど効果をあげていない」と述べている。 日本で労働者の貧困が顕著になっている理由につ いて、「非正規労働者の割合が比較的高いこと」 があげられている。日本では、非正規労働者の割 合が1985年の労働者全体の16%から2008年には3 分の1を上回るに至った経過にふれ、景気低迷期 には「失職に対してより脆弱な立場に置かれてい る」と分析。日本の非正規労働者の多くは雇用保 険に入っていないため、「失業すると多大な経済 的困難に直面する可能性がある」とされている。 OECDの分析は、非正規労働者を増やす要因と なっている労働者派遣法の抜本改正をはじめ、最 低賃金の引き上げ、失業者への生活援助の抜本的 強化などが差し迫った課題となっていることを裏 付けている。

ワーキングプアの問題点としては、生活をする

家がなく、24時間営業しているネットカフェなどで朝まで過ごしている「ネットカフェ難民」と呼ばれる人々が現れるようになったことや、所得の高い人と低い人との差が大きくなり、「格差社会」と呼ばれる問題が起きていること、また、低所得者が増加すると、国や自治体の税収が減少することに繋がること、所得の低下が少子化の原因の1つになることが挙げられる。

一度ワーキングプアに陥ってしまったら,抜け出すことができない。そのため,希望を失って自殺する人が増加している。「自分は大丈夫だ。」と思っている人にも,このワーキングプアという問題を知ってもらいたい。

第一章 日本におけるワーキングプア

1. ワーキングプアの定義

ワーキングプア (working poor) とは正社員並 みに、あるいは正社員としてフルタイムで働いて もギリギリの生活さえ維持が困難、もしくは生活 保護の水準以下の収入しか得られない就労者の社 会層のことである。この現象は、先進国で見られ る新しい種類の貧困として2006年以降、問題視さ れた。ジャーナリズムから出た用語であるため、 学術的な定義があるわけではなく、政府としても 明確な定義づけを行っていないが、日本でワーキ ングプアといった場合、年収200万円未満の人の ことをいう。最近では年収が100万円に届かない 人たちも増えてきている。厚生労働省の「賃金構 造基本統計調査」によって、所定内給与が年間200 万円未満の人の数(所定内給与なので、残業代や ボーナスを含めると年収はもう少し多くなる)を みると、2007年には、ワーキングプア人口は1000 万人を超えてしまった。これは全労働者人口の約 4分の1である。フルタイムで働いていながら年 収が200万円以下の労働者が1000万人を超えて、 しかもまだ増加傾向にあるというのは、もはや異

常事態である。

日本国憲法には第25条「生存権、国民の生存権保障義務」というものがある。そこには、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と決められている。国が保障しているはずの「健康で文化的な最低限度の生活」。そのためのセーフティネットとして存在するはずの生活保護。しかし、その生活保護水準以下で暮らす、まじめに働いても豊かになれない「ワーキングプア」の人々が大量発生している。

2. ワーキングプアが増える原因

最大の要因は、日本の企業がコスト削減のため に、人件費のかかる正社員の数を抑制して、人件 費の安い、派遣社員や契約社員、パートタイマー、 アルバイトといった、いわゆる非正規社員の数を 増やしていることである。2009年8月28日に総務 省が公表した「労働力調査 (基本集計) 平成21年 7月分(速報)」によると、2009年7月の完全失 業率 (季節調整値) は5.7% (前月比0.3ポイント 上昇)で、過去最悪の水準となった。完全失業率 は6ヵ月連続の上昇である。男女別にみると、男 性6.1% (前月比0.4ポイント上昇,過去最高の水 準,初の6%台),女性5.1%(前月比0.1ポイン ト上昇)となっている。なお、年齢階級別にみる と, 15~24歳の完全失業率 (原数値) 9.9% (前 年同月比2.4ポイント上昇), 25~34歳の完全失業 率 (原数値) 7.1% (前年同月比1.9ポイント上昇) となっており、若年層の完全失業率が高くなって いる。また、2009年8月28日に厚生労働省が公表 した「一般職業紹介状況 (平成21年7月分)」に よれば、同年7月の有効求人倍率は0.42倍(前月 比0.01ポイント低下)で、過去最低の水準となっ た。

他の年齢層に比べて、特に若者の雇用環境が厳しくなっている要因として、激しい競争にさらされている国内企業が、経験の浅い新卒者よりも専門知識が豊富で即戦力となる中途採用を優先的に増やしていることが挙げられる。このように若年層の問題は深刻化しているが、企業に雇用されている若年層についても、大きな変化が生じている。それは、正社員からパートやアルバイトといった非正規社員へのシフトである。非正規社員の多く

は企業内での職業能力の形成・蓄積が難しいため、 一生懸命働いても、正社員のようなキャリアを身 につけることができない。非正規社員の若者の一部は、パート・アルバイトといった不安定な職業 形態に甘んじるなかで、ワーキングプアに陥って いる可能性が高い。また、働き盛りで妻子を抱え た中高年層(一般には45~59歳)の男性が、長年 勤めた会社の倒産やリストラなどで、ある日突然 職を失ってしまい、再就職はしたもののワーキン グプアに陥ってしまうケースがある。

厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」によっ て、年間の所定内給与が200万円未満の男性労働 者の数をみると、45~59歳の中高年男性の数は約 40万人 (該当年齢層の労働者に占める割合は7.8 %) にも上る。ワーキングプアの状況に陥り、生 活が厳しくなった中高年男性のなかには、それを 苦にして自殺する者もいる。警視庁の発表による と,2008年1年間で自殺した人は,3万2249人に のぼる。 自殺の動機・原因が特定できたのは 2 万3490人、そのうち「うつ病」を原因とした人が 27.6%で2年連続で最も多く6490人, 続いて「身 体の病気」が21.8% (5128人),「多重債務」が7.4 % (1733人) と続く。年齢別では、心理的や社会 的にも負担の大きい中高年層が最も多く、50代が 最多で6363人(前年比9.7%減)。若年層の自殺者も 増えていて、20代は3438人で (同3.9%増)、19歳 以下が611人で(同11.5%増)ある。日本国内で は、11年連続で自殺者が3万人を超え、高い水準 で推移している。

3. ワーキングプアのリスク

人生には、病気や事故など予期せぬさまざまなリスクがつきまとう。ふつうの人たちは、こうした万一のリスクに備えて、所得の一部を貯金に回したり、各種の保険に加入したりする。ところが、ワーキングプアに属する極端に所得水準が低い人たちは、こうしたリスクに十分に備えることができない。所得のすべてが生活費に回ってしまって貯蓄がゼロなので、家族の誰かが入院したりすると、突然、貧困状態に陥ってしまう。このため、自分の意思とは関係なく、貧困の状態が固定されてしまう。一度ワーキングプアになると、アリ地獄のように、そこから自力で這い出すことは非常

に難しくなる。

また、「パラサイト・シングル」となる若者の非正規社員が増加している。パラサイト・シングルとは、親などに寄生する独身者という意味の言葉で、社会人になっても独立せず、親と同居し続け、衣食住などの基礎的な生活条件を親に依存する独身の若者(もっぱら20代から30代)を指す言葉である。若年層の場合には、勤め先の収入がワーキングプアの水準にあっても、パラサイト・シングルというライフスタイルをとることで、苦しい生活を強いられるリスクを回避していると考えられる。ただし、親が年金生活に入るなどして、このようなライフスタイルが維持不可能になったとき、つまりパラサイト・シングルというセーフティネットが崩壊したとき、突如としてワーキングアの問題が表面化してくる恐れがある。

4. 高学歴ワーキングプア

ワーキングプアになってしまうのは、何も低学 歴の人だけではない。高学歴と呼ばれる人たちの 中でも、ワーキングプアになっている人たちはた くさんいるのが現実だ。高学歴ワーキングプアに なってしまう理由は、大きく分けて2つある。1 つは、就職することを嫌がり大学院に進んだもの の、結局社会人にならずに、フリーターとしてア ルバイトなどで日々の生計を立ててしまっている 場合。そして、もう1つは弁護士や医師などの国 家資格を取得しておきながらも、個人開業後に仕 事がなくワーキングプアになってしまう場合であ る。今の時代、大学を出たからといって、すべて の人が優秀な人材だと判断されるわけではない。 逆に高学歴ワーキングプアの人の特徴として「高 学歴ゆえにプライドが高く、社会人として使いづ らい」と考えられている場合もある。大学院生は 企業に採用してもらいやすいと考えている人もい るかもしれないが、大学院に進学する人の中には、 「就職活動がうまくいかない」「就職したくない」 と考えて進学している人も多いのが現状だ。2009 年度学校基本調査速報によると,2009年3月に大 学院の修士課程を修了した者は7万4000人 (男子 5万2000人,女子2万2000人)で前年とほぼ同数 だが, 博士課程を修了した者 (所定の単位を修得 し, 学位を取得せずに満期退学した者を含む) は

1万6000人 (男子1万2000人,女子4000人)で前 年より200人増加している。優秀な博士が増えて いるのだから、一見すばらしいことのように思え るが、博士修了者の進路別内訳は、「就職者」が 1万1000人 (修了者の64.1%),「左記以外の者」 が3000人 (同20.5%),「死亡・不詳の者」が1000 人 (同9.1%) 等となっている。かつては確固た るステータスであったはずの博士修了者の約4割 が常勤の職を持たずに巷をさ迷い、さらに、約1 割が社会との接点が確認されることなく姿を消し ているのである。学校基本調査では丸められてい るが、医学や薬学など、修了が仕事と直結してい るケースを除くと、実際の就職率はさらに低いも のであると言っていいだろう。今日では、大学院 の博士課程を卒業しても研究職のポストがなく、 非常勤講師や短期雇用のポストドクター(博士号 取得後の任期付き研究奨励制度を受けている人) となることを余儀なくされ、「高学歴ワーキング プア」とさえいわれる事態が進行している。優れ た研究者や高度の専門能力を持った職業人を養成 するために大学院生を"増産"した結果、母体集 団に対して異常とも思える割合で就職できない者 を生み出し続けているのである。

2009年11月に行われた政府の行政刷新会議による「事業仕分け」で、科学技術予算、若手研究者支援予算が削減判定となり、若手研究者の失業が顕在化している。一説によると「事業仕分け」のまま削減されると若手研究者が1千名は失業するのではないかとも言われている。たとえ現状維持であっても若手研究者の雇用問題は深刻であるのに、これ以上支援を削減してしまえば、「派遣切り」と同様の「若手研究者切り」が行われ、多数の失業者が生み出される可能性が高くなる。

5. 日本政府の対策、解決方法は?

ワーキングプアに対する対策のひとつとして、 税金の減額、免除がある。税金が減額、免除され るためには、様々な条件がある。その条件とは、 収入が生活保護の基準額を下回っていることであ る。どれほど働いていても生活保護の基準を下回っ ている人は、税金を免除されることになる。生活 保護の支給には、二つの条件があり、第1に家や 土地、店など資産を持っていないことである。他 にも生命保険や株などを持っていると除外されてしまうことになる。第2には、親族(ここでは二親等以内と規定されている)からの扶養が不可能であるということである。つまり親族にひとりでも金銭面に余裕のある人がいると生活保護を希望しても除外されてしまうのである。本人が育き、「といるに申請に行った際、その親族に連絡が行き、「という確認がある。これは強制ではない為、断るとも可能である。しかしこれは精神的にきつく、あるといわれている。パートタイム労働者の均等待遇推進や、正社員への転換の促進などを主とするパートタイム労働法の見直しが大きな柱となってくる。

6. 主要国の中では安価な最低賃金

海外の主要国と比べ、日本の最低賃金はかなり 安い。時給で言えば (以下同じ) 2008年のフラン スは約1370円,英国でも約1190円となっている。

最低賃金法とは、賃金の低廉な労働者について、事業若しくは職業の種類又は地域に応じて賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的として制定された法律である。最低賃金は、厚生労働省の諮問機関「中央最低賃金審議会」が設定する「目安」に基づき、各都道府県の審議会が引き上げ額を答申し、労働局長が正式に決定する。

2007年の最低賃金法改正で2~5年以内の逆転解消が決まった。最低賃金の底上げは逆転現象の 是正のためにも欠かせないものとなっている。最低賃金の地域格差も大きく、最高水準と最低水準では160円ほどの差がある。

北海道や神奈川県など全国12都道府県で、最低賃金が生活保護の水準を下回る「逆転現象」が起きていることが2009年7月14日、厚生労働省の調べで分かった。最も差が大きいのは神奈川県で、逆転解消には最低賃金を時給で66円引き上げることが必要。必要額は東京都60円、北海道47円、大阪府26円と続く。2008年の秋に実施した最低賃金改定後、逆転は9都道府県だったが、生活保護な

どの最新データを使い調査した結果、青森、秋田、 千葉の3県が加わった。是正に必要な額は青森県 9円、千葉県5円、秋田県3円である。

一方,改定論議に影響を与える小規模事業所 (従業員30人未満)の2009年賃金は前年比0・2% 減と,5年ぶりにマイナスに転落。経営者側から は不況を理由に逆転解消の一時凍結を求める声も 出た。

厚生労働省が9月1日に発表した2009年度実施の都道府県別の最低賃金の改定状況によると,据え置いた新潟,岐阜を除く45都道府県が1~25円引き上げる方向を示し,全国加重平均は713円に引き上げられた。前年度比で10円上がる見通しで,中央最低賃金審議会が7月に引き上げの目安として示した「全国平均の7~9円」を上回った。

また、地域別最低賃金がすべての労働者のセーフティ・ネットとして機能するという観点から、「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」ことを明記し「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」との文言も加えられることになった。最低賃金未満で働かせた企業への罰則も、労働者1人あたり「2万円以下」から「50万円以下」に引き上げられることになった。

第二章 世界のワーキングプア

ワーキングプアは日本だけの問題ではなく新自由主義と親和性の高い市場原理主義が導入された先進国でも、既に日本と同様の問題が引き起こされ、問題解決への様々な取り組みが各国で行われている。韓国では派遣社員(非正規社員)の増加を規制する法案を成立させ、イギリスでは若者に職業訓練を受けさせ、その期間中は生活費を支払い、就職できるまで見守る取り組みが国を挙げてなされている。特にこの問題に積極的に取り組んでいるのがアメリカである。

1. ワーキングプア先進国 ~ アメリカ~

ワーキングプアの発祥地アメリカではこのワーキングプアは隠れた労働問題として捉えられている。アメリカという社会そのものが資本主義経済を重視しているが、資本主義というシステムは、そもそも対価が平等になるようには作られていない。努力した人に大きな対価を支払い、その対価

を求める人の力を利用して社会を発展させてゆこうというシステムである。いわゆる成果主義を主として構成されている。事実、アメリカのワーキングプアは約3700万人も存在するといわれている。これだけ多くのワーキングプアを抱えているアメリカだが、今後日本も、このまま放っていたら格差が広がってゆき、アメリカのようになるかもしれない。

1980年代以降,世界的な規模で加速した製造業などの海外移転。アメリカでも巨大な工場が,安い労働力を求め次々とメキシコや中国に流出し,大量の労働者が仕事を追われ,低賃金の非正規労働に就くことを余儀なくされた。さらに,1996年,当時のクリントン政権が国の社会保障予算の大幅削減を断行。「福祉から就労へ」をスローガンに,福祉受給者を減らすための就職訓練や仕事への斡旋が盛んに行われた。結果的にアメリカでは,大企業の経営者や金融機関のトップディーラーたちが億単位の年収を稼ぎ出す一方で,最低賃金が世界的にも例のない低さに抑えられ,必死に働いても家計を支えきれない「ワーキングプア」が急増していった。

インターネットに代表される I T技術の革新や、 通信コストの劇的な低下は、今世紀に入って世界 の距離をさらに大きく縮めた。さらに、国境を越 えた人材の流動化も勢いを増す中で、アメリカで は従来の製造部門などに加えて企業の人事や総務・ 営業・そしてIT部門など、あらゆる職種が苛烈 な国際競争にさらされ始めていた。これまでは 「聖域」と思われていたホワイトカラーの仕事ま でもが海外へ流出し、高い学歴も専門知識もある 中流以上のアメリカ人が職を失って低賃金のパー トタイム職に就かざるを得ない状況が生まれてい る。アメリカは、世界一豊かな国であり続ける一 方で、毎年多くの人々が、保険がないために医療 を受けられず亡くなっているという。ホワイトカ ラーまでもが続々とワーキングプアに転落し、 「セーフティーネットなき、底抜けの社会」とし ての印象が極めて強い。

連邦最低賃金が2009年7月24日, 時給6.55ドルから70セント引き上げられ, 7.25ドルになった。この引き上げの影響があるのはアラバマ州やアラスカ州など31州であり, このほかのアリゾナ州や

ハワイ州など19の州とワシントンDCでは既に7.25ドル以上の水準に設定されており、影響を受けないとされる。今回の引き上げの結果、連邦最低賃金と同額の水準に州の最低賃金を設定する州は29州、高い水準に設定する州は13州となった。なお、州ごとの最低賃金制度は規程の無い州がアラバマ州など5つの州、連邦最低賃金とは異なる適用範囲に対して低い水準の最低賃金を定める州が4州ある。

2008年からのアメリカの景気後退とレイオフで 約250万人のアメリカ人が貧困以下のレベルに落 ち込んだ。このためアメリカの貧困率は1998年以 来最高となったと、センサス・ビューロ社が2009 年9月10日報じた。例年の調査で、アメリカ人の 8人に1人 (13.2%) が年収10991ドル (4人家 族で22025ドル)、週200ドルちょっとで生活して いることを示している。このレポートの内容は日々、 貧乏人、ホームレスの人々とかかわっている者に は驚きでもなんでもない。増大する貧困率はアメ リカ人の収入の減少と一緒だということをこのセ ンサス・ビューロ社のレポートは示している。平 均的家庭の収入は昨年52163ドルから50303ドルに 減少し、この4年間で始めての減少となった。こ のデータはまた貧困が偏った形で影響しているこ とを示している。28歳以下の子供のいる家庭では 19%が貧困家庭となっている。前年は18%だった。 増大する貧困化の影響は少数民族とある一定の地 域に偏って現れている。ビュー口社の報告では、 2008年ではヒスパニックの23.2%、黒人の24.7% が貧困以下のレベルの生活をしているとある。最 も貧困化の厳しい州は中西部にある。そこでは貧 困率は前年の11.1%から12.4%に上昇し、西部で は12.0%から13.5%に上昇した。北東部と南部で は統計的には変化はでていない、とセンサス・ビュー 口社は言う。中西部の貧困増大は一部の自動車産 業でのレイオフによる。この問題ではデトロイト と周辺地域が特に影響が激しかった。ビューロ社 のレポート「2008年:アメリカの収入,貧困,お よび健康保険制度」では、健康保険制度加入者数 も伝えている。この制度の改革を2009年9月10日 オバマ大統領が語った。この制度に加入していな い人々の数は、ビュー口社によれば、2007年の 4570万人から2008年には4630万人に増大した。同

じ時期,個人で健康保険に加入している者の数は2億200万人だったのが2億100万人に減少し,政府の健康保険に加入する者の数は8300万人から8740万人に増えた。企業の健康保険に入っている者は、1億7740万人から1億7630万人に減少した。

非正規雇用の人たちへの対策としてアメリカで は、まずホームレスに住むところを世話して、当 座いろいろなサービスを提供し、次に継続して働 くすべを仕込む事業は社会起業の定番である。有 名なものは、ニューヨークにあるグランドコモで ある。ここは荒廃したホテルを改装して住居を与 え、ホテルの仕事をトレーニングして被雇用力を つける。ワシントンDCには、ホームレスを料理 人に鍛えるためのキッチンがあり、有名な社会起 業になっている。また州立大学に企業の講師を招 き、最先端バイオテクノロジーに関する授業を格 安で低所得者に学ばせ、地域の安定した労働者に 育て上げる取り組みがなされている。教育・訓練 の拡充を最重視、とりわけ高等教育を重視すると ともに、労働者の教育訓練機会の拡大を図る。ま た, 貧困者を対象とした医療保険制度 (メディケ イド) の充実や福祉受給者の就労促進を図るため の制度改革等に力を入れている。

2. ニート発祥の地 ~ イギリス~

イギリスのリバプールはかつて大英帝国と呼ば れた時代から、長く貿易と製造業で繁栄してきた 都市だ。しかし、第二次世界大戦後、基幹産業だっ た製造業や造船業が振るわなくなると次第に衰退 が始まり、1980年代にサッチャー政権が国際的に 競争力のない企業への助成を打ち切ると,市内に あった工場の倒産が相次いだ。自動車工場、タイ ヤ工場、たばこ工場など倒産した企業の数はわず か5年で450にも上り、リバプールの労働力人口 の4分の1にあたる4万人分の雇用が失われたと 言われている。町には多くの失業者があふれ、大 規模な暴動も起きた。イギリス政府が2004年に実 施した調査によれば、リバプールの住民の3人に 1人が、国が定める貧困ライン以下の生活を余儀 なくされている。これに失業率や教育レベルを合 わせた貧困率の調査では、依然としてイギリス全 土でワースト1位のままだ。中でも子どもたちや 若者たちの置かれた状況は深刻だ。市内の小中学 校に通う子どものうち給食費の免除などの公的扶助を受けている割合は30%を超えている。またイギリスでは義務教育を終える時点で、基礎学力が定着していることを保証する資格試験を行っているが、リバプールではこれに合格していない若者の割合が平均で30%、貧困地区では50%にも達する。さらに、イギリスの18歳から24歳までの若年層失業率が16.6%に悪化し、1993年以来で最悪の水準に落ち込んだ。

イギリスには「相談員」と呼ばれる大人たちがいる。相談員とは仕事に就けない若者に対して就職先を探したり,職業訓練を行う施設を紹介したりするなど,その若者が安定した仕事に就けるまでマンツーマンで支援する人のことである。こうした国を挙げての取り組みは若者を社会に"つなげる"という意味で「コネクションズ」と呼ばれている。この政策がイギリスで始められたのは2001年。ブレア前首相が政権に就いた1997年当時、イギリスでは義務教育終了後の16歳から18歳の若者の無業者(進学や就職をせず,職業訓練も受けていない状態の若者のこと)が全体の9%,およそ16万人にも上り,大きな社会問題となっていた。そこでこうした若者の無業者を減らす政策として始められた。

自治体、学校、警察などの公的機関、さらに職 業訓練をする機関が連携して若者の支援にあたる ことが重要になってくる。これらの関係機関との 連携を強化するため、イギリス政府が行ったのは 支援の対象となる全国の13歳から19歳までのすべ ての若者の個人情報をデータベース化し、オンラ インで結ぶことだった。この個人情報は「追跡デー タベース」と呼ばれる。データベースの基となる 個人情報は、イギリスに住むすべての子どもが13 歳になった段階で、相談員が中学校に出向いて行 われる個別面談によって集められる。そして、個 人の住所や家族構成,学歴などはもちろんのこと, 家族の経済状況や違法薬物の使用歴や妊娠歴など. あらゆる情報がデータとして入力される。イギリ スがこのコネクションズに費やす予算は年間1千 億円である。

イギリス政府は、貧困の連鎖を断ち切るために 様々な支援策を打ち出している。その柱ともいえ るのが「シュアスタート」と呼ばれるプログラム だ。シュアスタートとは、生まれたての赤ちゃん に「確かなスタート」を切ってもらうため、その 親の生活を徹底的にサポートしようというものだ。 支援の対象は、0歳から4歳までの子どもを抱え る母親。中でもその中心となるのはシングルマザー である。日本でも同じだが、シングルマザーの家 庭は経済的にも社会的にも最も不利益を被りやす いからである。プログラムでは育児支援と就労支 援に力が入れられている。まず、育児経験のない 母親には、子育てに必要な様々な知識を学ぶ講座 を受けてもらうほか、育児上の悩みにもカウンセ ラーなどが専門的なアドバイスをする。さらにこ うした母親たちが働いて自立できるように、仕事 の斡旋をしたり、働くために必要な資格がない人 には、そうした資格を取る費用も負担したりして いる。母親が勉強やアドバイスを受けている間、 子どもたちは施設の中にある託児所や保育所で預 かってもらえる上に、その費用は誰でも無償となっ ている。また、就学前の子どもたち (イギリスで は小学校は5歳から義務教育がスタートする)に 対しても、小学校に入った時に教師の話がきちん と座って聞けるように、しつけの時間が設けられ ている。このシュアスタートは2001年からイギリ ス全土で始まり、これまでにおよそ1千ヵ所に施 設が建てられている。

日本でもゆとり教育の中で一時期問題になった が、日本よりも遥かに多い貧困家庭と、増加の一 途をたどる移民を抱えるイギリスでは、基礎学力 の低下はいっそう重い問題となっている。こうし た低学力の子どもたちが増加する背景には、家庭 の経済状況や親から受ける虐待など、イギリス. 日本を問わず複雑な問題が折り重なっている。こ れらの問題を学校の教師だけで解決することは極 めて困難なため、イギリスの学校では、それぞれ の専門分野をもつメンターに学校に入ってもらい、 子どもたちが抱える問題にきめ細かく対応しよう と取り組んでいる。メンターとは、日本語に訳す と「良き指導者」「良き理解者」という意味で、 ある特定の分野に対する深い知識や経験に基づい て指導する人のことである。また、イギリスでは、 2002年9月以降に生まれた子ども全員に対して、 一律250ポンド (約6万円) が振り込まれた「チャ イルドトラストファンド」と呼ばれる口座が国か

ら贈られる。しかも、この口座は低所得者に対し ては7歳になるとさらに250ポンド増資されるほ か、追加預金も認められ、特別に高い金利がつく ようになっている。そして重要な点は、このチャ イルドトラストファンドは、これをもらった子ど もが18歳になるまでお金を引き出せないという点 だ。そのため子どもが18歳になった頃には、100 万円を超える金額を手にすることができる。子ど もが義務教育を終了したとき、初めてこの口座の お金を使うことができるため、これを使って就職 や、大学へ進学するためにかかる費用を賄うこと ができる。子どもたちが社会生活をスタートする 際に、家庭の経済状況によって不利が生じること はあってはならないという、イギリス政府の強い 意志を反映した政策である。こうした子どもの教 育や就労支援など一連の施策のために、イギリス 政府が2006年度に組んだ予算は714億ポンド、日 本円で17兆8500億円にもなる。

3. 非正規大国 ~韓国~

東京の半分程度だった物価も、今やほとんど変 わらなくなった。ここ数年、韓国は不況だと言わ れているが、それでも韓国の6大経済シンクタン クと経済協力開発機構(OECD)は、2010年の 韓国経済の成長率を3.2%~4.4%と予想している。 景気は緩やかに回復し、成長率は金融危機以前の 水準に戻るとの見方が多い。その一方で「勤労貧 困層」という、フルタイムで働いても国の定める 貧困ライン以下の生活から抜け出せない人たち. すなわちワーキングプアの人たちが急増している。 勤労貧困層の問題は、日本でワーキングプアが問 題となる数年早く前から社会問題となっていた。 勤労貧困層が急増した一番の原因は、日本と同じ く派遣・請負・日雇いなどの、いわゆる非正規雇 用の拡大である。1997年、日本では、北海道拓殖 銀行や山一證券など金融機関の破綻が相次いでい た。韓国は日本以上の経済危機で、「朝鮮戦争以 来、最大の国難」と言われた経済危機に瀕した。 発端は、1997年10月、莫大な負債を抱えていた国 内2位の自動車メーカー「起亜自動車」を韓国政 府が国有化し、救済に乗り出したことだった。こ れが海外の投資家たちに韓国を見限らせることに なった。「韓国政府には「市場原理」に従って、

不良企業を退出させる能力がない」と見られたの だ。ドル資金が一気に引き上げられ、ウォンは半 値以下に暴落した。金融機関の破綻や、企業の連 鎖倒産が相次いだ。12月,政府はIMF (国際通 貨基金)から210億ドルの緊急融資を受け、「国家 の破綻」という最悪の事態を回避する。だが、韓 国政府にとって大きな痛みを伴う本当の激変はこ こからだった。IMFは、支援の条件として、徹 底的な構造改革を要求する。そこには「金融再編」 「財閥解体」「公共部門の民営化」などに並んで、 異例の要求があった。それは、終身雇用制度にメ スを入れ、雇用を流動化させよというものだった。 そこで韓国政府は、1998年に「整理解雇法」と 「労働者派遣法」を導入し、正社員を解雇するルー ルを制定し、一方で、それまで禁止していた人材 派遣を認めるという規制緩和を行った。「整理解 雇」「名誉退職」などの名目で100万人が失業し、 欠員は人件費の安い「契約社員」や「派遣社員」 などに置き換えられていった。それにより、非正 規社員が急増し、2000年には非正規社員が正社員 の数を上回るようになった。一方, 韓国経済は劇 的な回復を成し遂げ、IMFからの借金を予定よ り3年も早く完済し、「朝鮮戦争以来、最大の国 難」から脱した。しかし、企業が非正規雇用に頼 る姿勢は変わらなかった。危機を生き長らえた企 業は「優良企業」と見なされ、その株が再び外資 に買われるようになった。外国資本は、短期によ り高い利益を生み出すことを求めた。その結果、 韓国企業は株主の要求に応えるため、コスト削減 や余剰人員の整理を続けざるを得ず、業績回復後 も正社員を増やしていない。そのしわ寄せを受け ているのは若者たちである。2009年4月3日の東 洋経済日報によると、厳しい就職戦線が続くなか、 インターンの採用が増え、正社員の採用が激減し ている。就業ポータルサイトのインクルートによ ると、国内大手100社が上半期に採用するインター ンは1万2866人で、正社員の約2倍に達した。公 企業ではインターンが前年比595%増の3478人に 急増したが、正社員は529人で5割以上減った。 大学を卒業しても、大企業や官公庁に就職できる のは成績上位者の5%のみで、残りの95%は不安 定な非正規職を転々として一生を終えるという韓 国社会。教育に関わるお金をどれだけ長く、どれ だけ多くかけられるかで子どもたちの進学先が変わり、就職先が変わる。親の収入や資産の多寡が、子どもたちの将来を左右するいわば「階級社会」が現実のものとなりつつある。

安定した仕事に就けない若者たち、経済苦によ る自殺者の増加、勤労貧困層の急増など、深刻な 事態が広がっていることに危機感を抱いた韓国政 府は、その最大の要因である非正規雇用の拡大に 歯止めをかける対策に乗り出した。2007年7月1 日,「2年以上継続して雇われた人は正社員とみ なされる」という「正社員化の義務」や、「同じ 職場で同じ仕事をする人たちに、賃金・社会保障 などで差別を設けてはいけない」という「待遇差 別の禁止」の2つを柱に、「非正規保護法」が施 行された。日本でも、同一労働・同一賃金を定め た「改正パート法」が2008年4月に始まったが、 対象者は「正社員並の仕事を任されている人」と、 極めて限定されたものだ。これに対して韓国の 「非正規保護法」は、すべての非正規労働者を対 象にしている。また、違反に反する罰則が無いに 等しい日本に対して、韓国は企業に厳しい罰則を 科している。何より韓国の「非正規保護法」は, 「非正規労働者に対する不合理な差別の是正」が 目的だと明確に理念を謳っている。

ところが、この法律が思わぬ事態を引き起こす ことになった。2007年9月、ソウルの江南にある デパート「ニューコア」の前で、デモが行われて いた。参加者はおよそ200人で、そのほとんどが 女性だった。女性たちは、このデパートで長年働 いてきた契約社員だ。しかし、6月末、「非正規 保護法」がスタートする直前に全員がいっせいに 解雇された。2007年1月、企業の間に、「韓国経 営者総協会」という、韓国を代表する4千の企業 が加盟する経営者団体が作成した『非正規保護法 のチェックポイント』と題されたパンフレットが 出回った。それには、「正社員化義務」について は、「一定の間隔を置いてから再契約すれば問題 はない」と記されていて、「待遇差別の禁止」に ついては、「正規職と非正規職を分離配置する」 という手法が紹介されていた。実際、法の施行後、 この方法を取った有名ホテルが現れた。レストラ ンの食堂や厨房の中に線引きをして、正社員と非 正規社員の「職場分離」を実現し、賃金格差を温

存した。「待遇差別の禁止」について,もうひと つ「職務を細分化し、給与水準に差を設ける」と いう手法も記されていた。この方法の広がりに対 して、ある金融機関は、たくさんの非正規社員を 正社員化し脚光を浴びたが、労組の報告によると、 実態や賃金や昇進に大きな差がある「職務給制」 で、正社員化とは名ばかりだったという。そして、 外注化についても記されており、「効率運営のた め、反復的で定型的な職務には、外注業者を活用 すべきである」と推奨していた。一番広がったの がこの手法で、流通業、製造業、金融業、サービ ス業, そして何と, 区役所, 学校, 病院といった 自治体や公共機関でも、法施行後、外注化による 解雇が相次ぎ,こうした「脱法行為」が広がった。 このような解雇が許されるのであれば、企業は 「非正規保護法」の規制を簡単に逃れられること になる。一方、非正規労働者は、正社員になれる 望みがほぼ絶たれてしまうことになる。

第三章 ワーキングプアの実態

1. ホームレス化する若年層

2009年1月に行われたホームレスの実態に関する全国調査の結果,ホームレスが確認された自治体は,全1804市区町村のうち504市区町村(2008年調査では1820市区町村のうち503市区町村)であった。

全国のホームレス数は合計15759人であり、うち男性が14554人、女性が495人、不明が710人となっている(目視による調査のため防寒具を着込んだ状態等により性別が確認できない者を「不明」としている)。増減については、2008年調査と比較すると、259人(1.6%)減少した。

しかし、毎日各地を渡り歩く路上生活者の数を正確に把握するのは不可能だ。ホームレスが減少したとする発表とは裏腹に、各地の炊き出しには長蛇の列ができる。炊き出しの列には、40代、50代の人に交じって30代と思われる人々の姿が目立つようになった。

近年、「ネットカフェ難民」と呼ばれる、ホームレス一歩手前の若者が増えている。ネットカフェやマンガ喫茶で暮らす若者の多くは派遣やアルバイトといった非正規雇用の仕事に就いている。総務省が2009年11月17日に公表したところによると、

雇用者 (5112万人。役員除く) のうち, 非正規の 職員・従業員は1743万人, 正規の職員・従業員は 3370万人と, いまや働く人の3人に1人が正規社 員ではない時代に入っている。

不安定雇用の象徴だった日雇い労働も若者の間で急増している。派遣会社から連絡を受け、一日から数日単位で様々な現場を渡り歩く「日雇い派遣」と呼ばれる働き方だ。1999年以降、労働者派遣法の改正が相次ぎ、これまで一部の専門業務に限定されていた派遣先は、原則自由化された。単純作業や製造業の現場にも派遣先が広がったことで、日雇い派遣に企業はニーズを高めた。今では大手から中小まで、林立する人材派遣会社の多くが日雇い派遣を手がけている。都内のある会社では、登録する人は、ここ数年で2倍に増え、3千人を超えたという。その8割が30代前半までの若者で占められている。

派遣会社に登録すると、携帯電話に毎日メールで仕事の内容、集合場所等が送られてくる。自分の都合に合う仕事があれば、派遣会社に仕事の予約を入れる仕組みだ。仕事は、イベント会場の設営や、配送センターでの荷物の仕分けなど、肉体労働が中心だ。1日働いて手にするのは、6000円から8000円ほど。交通費は出ない場合が多く、1ヶ月働いても収入は10万円台前半にしかならない方にあたったり、風邪でしばらく仕事を休んだりすれば、とたんにアパートの家賃や公共料金の支払いが滞りかねない。実際、ネットカフェやマンガ喫茶で寝泊りする若者には、それまでは普通のアパート暮らしをしていた人が多かった。

欧米ではアパートなど自己の住居がなく、簡易宿泊所などを利用している人もホームレスと定義し調査が行なわれている。しかし日本では、ホームレスをいわゆる野宿者として捉えることが一般的で、マンガ喫茶や簡易宿泊所で暮らす人の数や現状については行政は調査を行っていない。アパートに住むことを断念し不安定就労で暮らしを営む人は、実態が掴めないまま少なからぬ数に上っている。

· A さんの事例

4年前に仕事を求めて上京してきたというAさ

んは、短期のアルバイトや日雇いの仕事で収入を得て、24時間営業のサウナやマンガ喫茶を家代わりにする生活を続けていた。しかし、仕事にあぶれ、わずかな貯金も底をついたため、路上で生活せざるを得ない状況に陥っていた。

Aさんの荷物はボストンバッグひとつ。中には 洗面用具の他,大事なものがビニール袋に小分け にされてしまってあった。炊き出しでもらったパ ン。3月末に残高がゼロになった郵便局の通帳に 印鑑。そしてしわにならないようにととりわけ大 事に扱われているのが履歴書だった。Aさんは, いつどこで仕事に就くチャンスに出会ってもいい ように,お金が入ったときには真っ先に履歴書を 買い置きしていた。

Aさんは、昼間は図書館で新聞を読み、日々のニュースや社会情勢に驚くほど詳しかった。しかし、正社員の職を目指して何度面接にのぞんでも、現住所がなく不安定な生活を続けているAさんを雇ってくれる会社は見つからなかった。

Aさんはバブル経済が崩壊して間もない頃、高校を卒業している。希望する事務職の仕事は見つからなかった。いくつかのアルバイトをしながら、地元のハローワークに通い続けたAさんは、警備会社の契約社員として働くことになった。道路工事の現場で車の誘導をするのが主な仕事だった。給料は働いた分だけ支払われる歩合制で、1日働くと7500円。月収は15万円ほどになり、親元で暮らすAさんとしてはどうにかやっていける額だった。しかし、公共工事が削減され、働く場が減ってくると月の給料は10万円を割り込むようになった。Aさんは仕方なく警備会社を辞めた。

収入の高い仕事を求め、東北の中心都市である 仙台市で就職活動を始めたAさんの目にとまった のが、大手メーカーの工場の仕事を請け負う会社 の求人募集だった。正社員の経験がなく、とくに 技能を持たない人も含めて、大量に採用されてい た。

ちょうどその頃、製造業の現場では、正社員から雇用調整のしやすい非正社員への切り替えが急に進んでいった。Aさんが最初に働くことになったのは、宮城県にある自動車部品工場だった。その後、岩手県の電機部品工場、宮城県の食品工場、そして再び宮城県の自動車部品工場と、わずか半

年の間に請負会社の指示で次々と職場が変わることになった。さらに1年間だったはずの契約も、わずか半年で打ち切られてしまった。

その後、別の請負会社と契約したAさんは、愛知県の自動車工場や山形県の電子部品工場で働く。山形での仕事は1年以上続き、会社の都合で次々と勤務地も仕事の内容も変えられてきたAさんにとって、久しぶりに落ち着いて働ける職場だった。しかし、寮費を引かれると手取りは月7万円にしかならなかった。生活するのに精一杯で貯金をする余裕はほとんどなかった。仕事も単純作業の繰り返しで技能はいっこうに身に付かない。いつでも他の人に取って代わられる存在であることに、常に焦りを感じていた。

2006年4月、Aさんは路上生活のまま34歳の誕 生日を迎えた。これまでに20を超える非正規雇用 の仕事を経験しながら、いつまでたっても暮らし が上向かないままだったAさんは、安定した仕事 を求めて、34歳までを対象にした若者向けのハロー ワークで職を探していた。 A さんが探していたの は、経験のある警備会社の仕事だった。Aさんは、 現在ホームレス状態であることを明かし、住み込 みで働ける会社を探してもらった。しかし、職員 が電話をかけ続けたにもかかわらず、住所不定の Aさんの面接に応じてくれるところは見つからな かった。職場を選んでいる余裕はない。Aさんは、 あらゆる業種に就職先を求めたものの、面接の申 し込みは断られ続けた。すでに所持金を使い果た しているAさんにとって、日銭を稼がずに就職活 動を続けることは、極めて厳しい生活を強いられ ることを意味する。食事はボランティアの炊き出 しに頼り、1日1食しかとれないことも多い。夜 は段ボールを集めて、駅前に即席の寝床を作って 横になる。寝られるのは最終電車が出て駅前に人 通りが少なくなった午前2時頃。始発の時間にな ると警備員に起こされるため、睡眠時間は3時間 ほどしかとれない。Aさんは朝起きると公園のト イレで洗顔し、髭を剃ってからハローワークに通っ た。

しばらくして、Aさんの面接に応じてもいいという会社が見つかった。小さな建設会社2社だけだった。Aさんには建設関係の仕事をした経験はなかったが、ハローワークの職員からは、「もう

選択肢はない」といわれた。Aさんは、その2社に懸ける気持ちを固めた。

ところが、2社の所在地は、NずれもAさんの いる都心から遠く離れた他県の町だった。面接に 行くには千円近い交通費がかかる。所持金がゼロ だったAさんは面接を断らざるを得なかった。そ の日、Aさんはいつも過ごしている公園のベンチ で、長い間放心したように座っていた。Aさんの ように、短期契約の非正規雇用の就業経験しかな く,特別の技能もない場合,30歳を過ぎると就職 へのハードルは想像以上に高くなってしまう。正 社員への道は狭く、厳しい。いったんワーキング プアの状態に陥ると、そこから簡単に抜け出すこ とができないのが現実だ。その後も、Aさんは仕 事を探し続けた。高層ビルの地下駐車場で車を洗 うアルバイトなど、いくつか働く場所を見つける ことができた。しかし、いずれも肉体的に負担が 大きく、アパートを借りて自活するだけの収入が なかなか見込めない仕事だった。その後、Aさん は以前から希望していた警備会社の仕事がようや く見つかった。

2. 地方で増えるワーキングプア

平均所得,自殺率,求人倍率など,貧困を示すあらゆる数値が全国でワースト1、2位を争っている秋田県。雪が厳しい地域でもホームレスの姿が目立っている。「食」の生産基地でもあり、「食」に恵まれた豊かな農村にホームレスが存在することは驚きだ。さらに、地域を襲う貧困は、一般家庭での凍死や餓死など、信じがたい事件をも引き起こした。

・B兄弟の事例

餓死事件が起こったのは2004年末,秋田県大曲市でのことで、農家で50代の兄弟が餓死した。一面、見渡す限りに水田が広がる風景は、「餓死」とはほど遠い豊かな情景。そこで、建設会社をリストラされた兄、身体を壊して働けなくなった弟の2人が餓死した。

無口で真面目だった兄弟。2人とも、農家を継がずにサラリーマンをしていたため、両親が亡くなった後、水田は耕作放棄地になってしまっていた。若い人が村を離れていく一方で、独身のまま

兄弟2人でひっそりと生きていた。現金収入が完全に途絶えたのは、雪がちらつき始めた11月頃だった。近所に1軒しかない商店の店主が「毎日、弁当を買いに来ていたあの兄弟が最近、店に来なくなった。」と心配し、その話を店の店主から聞いた隣家の老婦人が週に2、3回、自分の畑で採れた野菜や果物を玄関先に届けていた。老婦人が「これ、食いねえよ」と玄関先で声をかけると、「頂きます」と小さな返事が返ってくる。しばらくして、玄関先に見に行くと置いておいた差し入れはなくなっている。

老婦人が異変を感じたのは、12月末、大雪が降った翌日に玄関の前の2メートルぐらいの雪が放置されているのを見つけた時だった。兄弟は食べ物もなく、雪に閉じこめられていた。2人の名前を交互に呼んでみても、返事はなく、人の気配がしない。不安を覚えた老婦人は市の福祉課に通報した。雪をかきわけて様子を見に行こうにも、雪が深すぎて手に負えないほどだったからだ。

市の福祉課の職員が除雪の準備をして訪ねてきたのは、何と1週間後だった。雪をかきわけて玄関をこじ開け、家に入った時、兄弟はすでに餓死していた。火の気のない家の中で、暖をとるために、洋服やタンスなど、あらゆるものを燃やした跡があったという。

3. 末端業者に広がる過酷な労働

戦後、岐阜市の経済を支えてきたのは繊維産業だ。江戸時代に盛んだった繊物業を礎として、洋服の製造が急速に発展。東京、大阪に並ぶ3大産地の1つとされ、駅前の問屋街は商品を買い付けに来る人々でにぎわった。問屋の下には、縫製、ボタンを付ける「穴係」、完成品をアイロンで仕上げる「プレス」といった専門の業者が連なり、岐阜市ばかりでなく近隣の市町にまで広がっていった。製造から流通に至る様々な工程を、無数の中小零細企業が分け合い、相互に依存する形で地域経済を支え、雇用を創出していたのだ。岐阜市の統計によれば、最盛期の1991年には、繊維産業に関わる仕事をしていた人は2万5千人を超えた。統計から漏れる内職やパートも含めれば、その数は数倍になるとも言われていた。

しかし、海外の製品との熾烈な価格競争が繊維

の街を一変させてしまった。岐阜で主に作っていたのは、もともと価格を低めに設定してある大衆向けの製品だ。そこに、圧倒的に低い人件費を背景にした中国の安い製品が大量に入ってきた。岐阜の持っていた市場はたちまち侵食され、商品は売れ残り、問屋の倒産が相次いだ。問屋が倒産すれば、その下で仕事を請け負っていた縫製やプレスも仕事を失う。倒産のドミノ倒しが始まった。

今や、この業界に関わる人の数は、かつての半分にまで減ってしまった。ピーク時から、毎年1千人近くがこの仕事を失っていったことになる。そして、今も仕事を続ける人たちは、果てしないコストダウン競争にさらされ、収入の減少と長時間労働に喘いでいる。

· C さんの事例

夫婦でプレスの仕事をしているCさん。売り上げは、ここ3年で坂道を転がるように急落していった。2004年には、取引していた業者は5軒あり、売り上げは568万円あった。それが、毎年100万円ずつ減り、2006年には300万円に届かなかった。中国人を使い、安く大量に仕上げるプレス業者が増え、夫婦だけで仕事をしているCさんのような零細業者には仕事は回ってこなくなった。

素材ごとに対応を変え、「ていねいな仕事が自慢」である。しかし、グローバル経済の影響で安価な労働力である中国人研修生・留学生が日本に大量に導入されたために、発注元であるメーカーは中国人労働力を使うようになった。中国人労働力に次々仕事を奪われたために、プレス 1 着100円だった仕事は50円に切り下げられ赤字になってしまった。この赤字分を補填するために、妻がパートに出る。そのパート先は中国人研修生の寄宿のまかないというから、皮肉な話である。 C さんの娘は大学進学をひかえており、200万円を金融機関から借りて補填した。しかし今後は借金の金利負担も抱え込むためにさらに生活は苦しくなる。

4. 離婚をきっかけに生活が一変

この10年,企業は人件費削減のため派遣やパートなど,いわゆる「非正規社員」を増やしてきた。 そのあおりを大きく受けたのが女性だ。かつて, 女性の正社員雇用の大きな受け皿であった「一般 職」の採用は激減し、派遣やパートへと切り替えられた。いまや働く女性の半数以上が、時給で働く非正社員だ。親や夫の収入に頼ることのできる間は、不安はまだ心の中にとどまっている。しかし、自力で生活をしなければならなくなった途端、女性はワーキングプアに陥りやすいという厳しい現実に直面する。

Dさんの事例

Dさん (女性) 34歳。9年前に離婚して以来, 2人の子どもを抱えながら、2つの仕事を掛け持 ちして、たった1人で親子3人の暮らしを支えて きた。昼の仕事は、月曜日から金曜日の朝9時か ら夕方5時までで、建設会社の事務をしている。 フルパートタイマーで、日給は6千円。これだけ では生活できないため、子どもを寝かしつけた深 夜,もう1つの仕事である弁当工場へ働きに出か ける。弁当工場での仕事は、県内各地のコンビニ 店から送られてくる発注伝票を整理し、生産ライ ンに伝える「生産管理」。レタスを何個切ればい いのか、唐揚げを何個揚げればいいのかなど、発 注伝票を読み解いて集計し,各現場に伝えなくて はならない。店からの注文が殺到する午前0時、 事務所にいるのはDさんただ1人。この工場で働 くようになって3年、任される仕事の量は多くなっ てきたが、時給は910円のまま変わらない。

Dさんは、1993年に商業高校を卒業し、地元の名門ホテルに就職し、フロント業務から始め、結婚式やイベントの運営を任されるようになった。就職の翌年、19歳で結婚し、2人の子どもに恵まれる。昼間は子どもを母親に預かってもらい、やりがいを感じて仕事を続けた。当初、手取りで14万円だった給料は、3年後には18万円になっていた。1996年、配管工をしていた父が急逝した。専業主婦だった母は、生活のため働かなくてはならなくなり、子どもを預かってもらえなくなり、Dさんはホテルを退社した。その翌年、離婚したが、別れた夫から慰謝料や養育費は支払われていない。手許にあったのはわずか5万円。生活は一変した。

働くためには、まず子どもを預ける場所を探さなくてはならない。公立の保育園に入れてもらおうとし、市役所に申し込みにいったが、「働いていない人の子は預かることができない」と断られ

た。子どもの預け先が見つからなければ、企業は 面接もしてくれない。隠して面接にたどりつけて も、採用してくれる会社はなかった。履歴書で見 てくれるのは、正社員として3年半活躍した経歴 ではなく、小さな子どもを2人抱えているという ことだった。貯金は底を尽き、市営住宅の家賃や 光熱費の支払いが滞るようになり、市役所からは 「滞納分の家賃を支払わないと退去してもらう」 と言われた。半年後、困り果てて相談に行った福 祉事務所で「母子生活支援」いわゆる「母子寮」 を紹介される。貧困や夫の暴力に苦しむ女性たち が共同生活をする緊急避難施設である。ここなら、 働きに出ている間,寮母さんが子どもの面倒を見 てくれる。数日後、ようやくスーパーの品出しの パートの仕事が見つかった。時給は650円で、1 か月の手取りは8万円程度だった。水疱瘡にかかっ た子どもの看病のため、会社を休んだことでクビ になったり、夜の弁当工場でのパートが会社にバ レてクビになったりして、スクラップ工場、ビル 管理会社,紳士服店など,その後Dさんは8社の パートを転々とした。家族を抱えて必死に働く母 子家庭の母親たちは、いつ仕事を失うかわからな い不安を抱えながら生活している。

Dさんは、母子寮での共同生活から抜け出すま でに6年かかったが、4畳半が3間あるアパート で暮らしている。アパートの家賃は4万5千円で, Dさんにとっては決して安くないが,ようやく実 現した親子3人の暮らし。この生活を守り続けて いくために始まったのが、昼夜働き詰めのダブル ワークだった。給料日, Dさんは給料を全額引き 出し, 家賃, 光熱費, 水道代, 国民保険料, 給食 代、教材費など、用途別に封筒に仕分ける。こう した固定費を除いていくと、手元に残るのは2万 円あまり。家族3人の食費やその他の出費は、こ の中でまかなっていかなくてはならない。誰かが 病気になると、たちまち赤字となる。それでも生 活してこられたのは、国から支給される、18歳ま での子どもを持つ、経済的に厳しい母子家庭が対 象の「児童扶養手当」があったからである。Dさ んの場合、ひと月あたり4万円ほど支給される。 しかし、2002年に「児童扶養手当法」が改正され、 満額支給される期間が5年間に限られることになっ た。5年を超えた人は、支給額が最大で半分まで

減らされた。国は児童扶養手当を削減する代わりに、「就業支援策」を用意し、母子家庭が「自立」していけるようにするという。資格を取るなど、「自助努力」をした人に対して、重点的に支援していこうという政策だ。Dさんは、社会福祉士を目指して、独学で勉強したが、専門学校などを卒業することが資格取得の条件だと知り、断念せざるを得なかった。学校に通うためには、昼間の仕事を辞めなくてはならず、たちまち生活に窮してしまうからである。

5. 貧困の連鎖

深刻な経済危機の中、家計が貧しいことで学校に通えなくなる子どもが急増している。景気の悪化で顕在化した「貧しくて学べない」子どもたち。社会の格差が広がる中で、すでに深刻な状況となっている。 親の貧困が子どもたちに影響を及ぼし、子どもたちもまたワーキングプアに陥ってしまう現実。

定時制高校は、かつては正社員として働きながら学ぶ生徒が多かったが、最近では非正規労働者や、パートといった不安定な仕事をしながら通う生徒が大半だという。その結果、学校生活との両立ができずに中退したり、経済的な理由で進学をあきらめた生徒、さらに卒業できたとしても、非正規労働に従事せざるを得ないケースが増えているという。

・EさんとFさんの事例

埼玉県内のある定時制高校に通っていた男子生徒のEさんと女子生徒のFさん。Eさんは、1日に3つの仕事を掛け持ちしながら学んでいた。Eさんは、深夜から建設工事現場の砂利運びや、高層ビルのガラス拭きなどの日雇いバイトをして、午前4時からはスーパー銭湯の清掃作業をし、その後少し仮眠をとって、午後からクリーニング屋でアルバイトをして、そのまま学校に行っていた。Eさんがこんなにも働かなければならなかったのは、父親が転職して給料が大幅にさがったたのは、父親が転職して給料が大幅にさがったたのよ。全業後、Eさんは大手メーカーの下請け企業に就職した。月給は毎日残業して14万円ほど。

女子生徒のFさんは、父親が会社をリストラさ

れ、母親は病気がち。4人兄弟の面倒もFさんが見ていた。生活のためスーパーで3年間パートとして働き、給料のうち、携帯電話代以外はすべて家に入れていた。

おわりに

ワーキングプアの人たちに対して、「個人の責 任だから仕方ない」とか、「頑張りが足りない」 といった意見もあると思う。しかし、それは一概 にそうは言えない。このワーキングプアの問題は、 決して他人事ではない。ワーキングプアに陥るの は、離婚が原因だったり、病気になった親の看病 が原因だったりする。また、高齢者の場合には 「老いる」こと自体など、普通に暮らしていると 起きる様々な身近な出来事が原因になる。貧しい 家庭に生まれたからという理由で、進学の機会を 失うなど、子どもたちが未来への夢や希望を失う 社会にしないためにも、ワーキングプアの問題が 世代間に伝承されないようにしなければならない。 ワーキングプアの問題は、国会でも取り上げられ、 「改正パート法」なども施行された。しかし、生 活保護の老齢加算の廃止に続いて、母子加算の廃 止が決まるなど、いまだに弱者や地域を切り捨て る傾向が否めないのが現実である。一度、母子加 算は2008年度末で全廃になったが、生活保護を受 けているひとり親世帯に支給される「母子加算復 活」を公約に掲げた民主党政権発足により2009年 12月1日に復活した。財源は2009年度予算の予備 費からの支出で2010年3月までの措置で、4月か らどうなるかは決まっていない。

2009年12月15日,厚生労働省は,年明けの通常 国会へ提出する予定の労働者派遣法の改正案に, 派遣期間に合わせて雇用契約を結ぶ「登録型」派 遣と製造業派遣の原則禁止を盛り込む方針を固め た。激変緩和措置として公布日から3年以内の施 行とする方針。18日に開く労働政策審議会(厚生 労働相の諮問機関)で,労使の仲裁役を務める公 益委員案として示される見通しだ。登録型派遣は, 通訳や秘書など専門業務を除いて禁止する。製造 現場への派遣も派遣会社が長期の雇用契約を結ぶ 「常用型」を除いて禁止する。製造業や登録型派 遣の原則禁止は,民主,社民,国民新党の連立合 意に盛り込まれた。このうち製造業については, 3 党案では一定の専門資格を持つ労働者は禁止の 例外とされていた。 だが、資格を選別する客観 的な基準づくりが難しいことなどから、厚生労働 省は常用型を例外とすることにした。製造現場で 働く派遣社員の多くは登録型で、規制の実効性も 確保できると判断した。 厚生労働省は公益委員 案をもとに、年内に労使の合意を得たうえで、年 明けの通常国会に改正案を提出する。正規雇用の 年収や労働条件を非正規雇用に近づける「逆均等 待遇」も進行している。労働者派遣法の抜本的な 改正は、非正規雇用で働く労働者だけでなく、す べての労働者の課題でもある。

日本の教育機関に対する公財政支出の対GDP 比はOECD加盟国の28か国中最低レベルとなっ ている。イギリスでは、1990年代後半から続いた 経済成長で増えた税収を、子どもや若者向けの政 策に集中的につぎ込んだのに対し、日本では戦後 最長の好景気といわれる中でもこの分野の予算は 減らされていた。日本は、イギリスから、福祉と 教育、さらには雇用を担当する行政が縦割りにな らず、問題解決にむけて一つになって取り組む姿 勢を学ぶことが必要なのではないだろうか。

男性は仕事をし、子育てや親の介護は女性の役 割だという考えは未だ根強い。一方、そうした負 担を抱えながら働く女性を支える社会の仕組みは 整っていない。2006年度の調査によると、母子家 庭は全国に約123万世帯あり、平均所得213万円と 厳しい生活を強いられている。未婚の母子家庭が 増加し、特に沖縄県では1割が未婚であるという。 貧困は金銭面だけでなく、時間・教育・健康など でも問題に直面する。そのため、児童扶養手当の 改善と雇用対策が急務である。経済支援は欠かせ ないが、養育費の履行が確保される制度も必要だ と考えられる。また、1人親家庭には父子もいる のに「母子家庭等」の「等」などと差別されてい る。父子家庭にも理解と支援が必要である。財務 相は2009年12月23日、2010年度予算の折衝で、低 所得の母子家庭に支給されている児童扶養手当を 父子家庭にも, 来年度半ば以降から支給すること で合意した。新たに支給対象となる父子家庭は約 10万世帯とみられる。同手当の支給額は子ども1 人の場合,所得に応じ9850~4万1720円。2人目 は5千円、3人目以降は1人につき3千円を加算

する。このまま日本が、社会から次々と人々を排除し、「貧困」を次の世代に連鎖させ、「希望」のない国家への道を突き進んでしまうことを避けなければならない。そのためには、この問題の解決を、国にだけ求めるのではなく、この社会に生きる1人1人が他人のことを自分のことと同じように考える必要があると思われる。

参考文献

- 岩田正美,2007,現代の貧困, ちくま新書 NHKスペシャル『ワーキングプア』取材班, 2007,ワーキングプア-日本を蝕む病,ポプ ラ社
- NHKスペシャル『ワーキングプア』取材班, 2008, ワーキングプア - 解決への道, ポプラ 社
- 大山典宏, 2008, 生活保護VSワーキングプア, PHP新書
- 門倉貴史,2006,ワーキングプア いくら働いて も報われない時代が来る,宝島社
- 門倉貴史,2008,ワーキングプアは自己責任か, 大和書房
- 門倉貴史,2008,貧困大国ニッポン,宝島社 水月昭道,2007,高学歴ワーキングプア:「フリー ター生産工場」としての大学院,光文社
- 日本弁護士連合会,2009,労働と貧困 拡大する ワーキングプア,あけび書房
- 道中隆,2009,生活保護と日本型ワーキングプア, ミネルヴァ書房
- 毎日新聞 2009年4月23日, 2009年12月16日

スポニチ 2009年7月14日

産経新聞 2009年9月26日

- WFP国連世界食糧計画 http://www.wfp.or.jp/kyok ai/hunger.html
- 「しんぶん赤旗」2009年9月19日 (土) http://www.jcp.or.jp/akahata/aik09/2009-09-19/200909190 1_02_1.html
- ワーキングプアについて http://www.daito.ac.jp/uriu/thesis/2007/sekine.html
- 吉田社会保険労務士事務所 http://www.unso-sr.com/topics/2009/08/post-125.html
- 平成20年中における自殺の概要資料 http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki81/210514_H20jisatsu

- nogaiyou.pdf
- 菅直人公式サイト http://www.n-kan.jp/2007/02/post-122.php
- 厚生労働省 http://kensaku.mhlw.go.jp/search?q=%8D%C5%92%E1%92%C0%8B%E0%96@&site =mhlw_collection&client=mhlw_frontend_J&proxystylesheet=mhlw_frontend_J&output=xml_no_dtd&ie=sjis&oe=sjis
- アメリカ人の貧困率は8人に1人 http://www.asyura.com/09/hasan64/msg/535.html
- 東洋経済日報 『大卒新入社員採用急減』 2009 年4月3日 http://www.toyo-keizai.co.jp/
- 日曜日の歴史探検:高学歴ワーキングプアとは何か http://www.itmedia.co.jp/enterprise/articles/0910/04/news001.html
- 格差脱出研究所 http://finalrich.com/index.html